

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年12月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格を有する期間)</p> <p>第7条 資格者は、前条第1項の規定により作成された名簿に登録された日が、<u>平成25年</u>及び同年に<u>2</u>の倍数を加えた年（以下この条において「名簿作成年」という。）の4月1日以降の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の<u>翌会計年度</u>の末日まで、名簿作成年<u>以外の年</u>の4月1日以降の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の末日までの間、情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格（以下「資格」という。）を有するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、資格者が資格を有する期間を延長することができる。</p>	<p>(資格を有する期間)</p> <p>第7条 資格者は、前条第1項の規定により作成された名簿に登録された日が、<u>平成27年</u>及び同年に<u>3</u>の倍数を加えた年（以下この条において「名簿作成年」という。）の4月1日以降の日（<u>当該日の属する会計年度の末日までのものに限り、以下同じ。</u>）である場合にあっては<u>当該4月1日以降の日</u>から同日の属する会計年度の<u>翌々会計年度</u>の末日まで、名簿作成年の<u>翌年</u>の4月1日以降の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の<u>翌会計年度</u>の末日まで、<u>名簿作成年の翌々年の4月1日以降の日</u>である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の<u>末日までの間</u>、情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格（以下「資格」という。）を有するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、資格者が資格を有する期間を延長することができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この告示は、平成26年12月5日から施行する。
- この告示による改正後の情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程第7条の規定は、資格者（情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程第6条第1項に規定する資格者をいう。）が資格を有する期間の初日が平成27年4月1日以降の日となる場合について適用し、当該期間の初日が同年3月31日以前の日となる場合については、なお従前の例による。